

第2期 中間決算公告

平成18年12月26日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽ホールディングス
代表取締役社長 片山 博臣

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	130,185	預 金	2,883,527
コールローン及び買入手形	50,715	譲渡性預金	24,220
債券貸借取引支払保証金	40,784	債券貸借取引受入担保金	49,819
買入金銭債権	8,379	借 用 金	24,578
商品有価証券	1,509	外国為替	27
有 価 証 券	857,472	社 債	13,000
貸 出 金	2,004,744	そ の 他 負 債	43,495
外 国 為 替	2,024	退職給付引当金	3,922
そ の 他 資 産	22,310	繰延税金負債	37
有形固定資産	41,391	支 払 承 諾	42,374
無形固定資産	18,065	負債の部合計	3,085,002
繰延税金資産	32,312	(純資産の部)	
支払承諾見返	42,374	資 本 金	42,600
貸倒引当金	52,875	資本剰余金	61,383
		利益剰余金	20,884
		自 己 株 式	12,544
		株主資本合計	112,323
		その他有価証券評価差額金	714
		繰延ヘッジ損益	6
		評価・換算差額等合計	708
		少数株主持分	1,361
		純資産の部合計	114,393
資産の部合計	3,199,395	負債及び純資産の部合計	3,199,395

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 10社

会社名

株式会社紀陽銀行
株式会社和歌山銀行
紀陽ビジネスサービス株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽ビジネスファイナンス株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー
和銀ビジネスサービス株式会社
和歌山銀カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

紀陽情報システム株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 10社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(中間連結貸借対照表の注記)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2.商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4.デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5.当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年~50年
動 産	5年~20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産(貸与資産を除く。)については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- 6.無形固定資産(貸与資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 7.貸与資産(リース資産)については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
- 8.新株発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。
- 9.銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10.銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は137,955百万円であります。

- 11.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

株式会社和歌山銀行において退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別利益として167百万円計上しております。

12. 連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 628百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 50,706百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,337百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,259百万円、延滞債権額は 123,378百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 672百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 22,560百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 152,871百万円であります。
 なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 42,359百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 111,245百万円
 担保資産に対応する債務
 預 金 2,725百万円
 債券貸借取引受入担保金 49,819百万円
 その他負債 30百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 92,956百万円及び預け金 270百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金敷金は1,926百万円であります。
24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 24,000百万円が含まれております。
25. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
26. 1株当たりの純資産額 145円 32銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1銭減少しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。28.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	4,990	5,010	19
地方債	6,177	6,146	30
社債	9,053	9,082	28
その他	54,185	53,936	249
外国債券	54,185	53,936	249
合計	74,406	74,175	231

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	57,059	66,744	9,685
債券	551,768	545,327	6,440
国債	398,878	394,529	4,348
地方債	85,473	84,157	1,316
社債	67,416	66,640	775
その他	158,980	156,603	2,376
外国債券	140,847	138,876	1,971
その他	18,132	17,727	405
合計	767,807	768,675	868

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 93百万円を差し引いた額 774百万円のうち少数株主持分相当額 60百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 0百万円を加算した額 714百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、544百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	13,175
非上場株式	2,748
非上場その他の証券	311

29. 連結される子会社である株式会社和歌山銀行において、株式会社紀陽銀行との合併を控え、当中間連結会計期間中に合併後の資金運用方針を勘案し、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、株式会社和歌山銀行の保有するすべての満期保有目的の債券 20,490百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が101百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」が101百万円減少しております。

30. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 40,500百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、355,759百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が348,491百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からは以下のとおり表示しております。
- (1)前連結会計年度における「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は113,038百万円であります。
 - (2)前連結会計年度において純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (3)前連結会計年度における「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4)前連結会計年度において負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (5)前連結会計年度における「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6)前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
 - (7)前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた貸与資産(リース資産)は、「有形固定資産」または「無形固定資産」に含めて表示しております。
 - (8)前連結会計年度において資産の部に独立掲記し、10年間の均等償却を行っていた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、前連結会計年度は「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
33. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間が属する連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
34. 連結自己資本比率(第二基準) 9.93%

重要な後発事象

1. 当社の連結される子会社である株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行は、平成18年6月29日に開催された両行の定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって合併し、株式会社紀陽銀行は、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1)合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である当社が所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき株式会社紀陽銀行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である当社のもとで、合併の対価として株式会社紀陽銀行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、株式会社紀陽銀行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金 1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

なお、上記の会計処理の概要は、連結される子会社である株式会社紀陽銀行における処理であり、両行の親会社である当社の立場からは内部取引であるため、当該合併が当社の連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 当社は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。

また、同日、当社より株式会社紀陽銀行に対する同額の増資払込を行いました。

- | | |
|------------------|---|
| (1)募集株式の種類 | 株式会社紀陽ホールディングス第4回第一種優先株式 |
| (2)募集株式の数 | 45,000,000株 |
| (3)払込金額 | 1株につき 700円 総額 31,500,000,000円 |
| (4)増加する資本金の額 | 1株につき 350円 総額 15,750,000,000円 |
| (5)増加する資本準備金の額 | 1株につき 350円 総額 15,750,000,000円 |
| (6)発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7)申込期日 | 平成18年11月13日 |
| (8)払込期日(新規発行年月日) | 平成18年11月13日 |

(平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで) 中間連結損益計算書

株式会社 紀陽ホールディングス

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	39,233
資 金 運 用 収 益	28,938
(うち貸出金利息)	(22,041)
(うち有価証券利息配当金)	(6,564)
役 務 取 引 等 収 益	6,521
そ の 他 業 務 収 益	2,695
そ の 他 経 常 収 益	1,077
経 常 費 用	34,675
資 金 調 達 費 用	2,999
(うち預金利息)	(1,109)
役 務 取 引 等 費 用	2,098
そ の 他 業 務 費 用	3,562
営 業 経 費	20,631
そ の 他 経 常 費 用	5,383
経 常 利 益	4,558
特 別 利 益	2,803
特 別 損 失	1,348
税金等調整前中間純利益	6,012
法人税、住民税及び事業税	327
法人税等調整額	981
少数株主利益	37
中 間 純 利 益	4,666

(中間連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円66銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6円86銭

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,496百万円、貸倒引当金繰入額 1,833百万円、株式等償却 668百万円及び貸出債権売却損 56百万円を含んでおります。

5. 「特別利益」には、償却債権取立益 2,624百万円を含んでおります。

6. 「特別損失」には、減損損失 1,177百万円及び株式会社和歌山銀行における早期退職者の退職金特別加算金 147百万円を含んでおります。

7. 当中間連結会計期間において、株式会社紀陽銀行と株式会社和歌山銀行との統合により、株式会社和歌山銀行が保有する資産について使用目的を変更するため地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったこと及び使用を中止すること等に伴い、以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,177百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

会社名	地域	主な用途	種類	減損損失
株式会社紀陽銀行	和歌山県内	営業用店舗	土地、建物等	117百万円
〃	〃	遊休資産	土地	1百万円
株式会社和歌山銀行	和歌山県内	営業用店舗	土地、建物	151百万円
〃	〃	事業用資産	動産、ソフトウェア等	556百万円
〃	〃	遊休資産	土地	7百万円
〃	大阪府内	営業用店舗	土地、建物	46百万円
〃	〃	事業用資産	動産、ソフトウェア等	37百万円
〃	奈良県内	営業用店舗	建物	38百万円
〃	〃	事業用資産	動産	12百万円
〃	—	リース契約解除に伴う違約金等		207百万円
合計				1,177百万円

銀行業を営む連結される子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

その他の連結される子会社及び子法人等につきましては、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。